

NAO Letter

NAO 税理士法人

〒500-8335 岐阜市三歳町 4 - 2 - 10 TEL 058 (253) 5411代 FAX 058 (253) 6957

さくら

4月 (卯月) APRIL 29日・昭和の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金一	-
•	•	•	٠	1	2	3
4	5	6	7	8	9	<i>10</i>
11	12	13	14	15	16	<i>17</i>
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	•

ワンポイント 消費税の総額表示が必要に

商品の値札やチラシ等において、消費税相 当額を含む支払総額を一目で分かるようにす る「総額表示」が4月から必要となりました。 ただし、適切に表示された税込価格と合わせ て税抜価格を併記することは認められます。 なお、事業者間取引の価格表記や見積書等は 原則、総額表示の対象外とされています。

● 4月の税務と労務

国 税/3月分源泉所得税の納付

4月12日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税·消費税等)

4月30日

国 税/8月決算法人の中間申告 4月30日

域/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)4月30日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日

地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市町村の条例で定める日(原則4月中)

分けて行われています。が、今年一月一日と四月派遣元の責務を強化する措置や雇用安定措置等に 遣置派 細を見ていきます 元の責務を強化する改正や雇用安定措置等に対する遺労働者のキャリアアップ 遣 日と四月 日 は

改正の背景

関

係

法令等)。

概行制係てわり度者改 ップと 改 そ 正 その後も、厚生労働省におい正が行われました。 に派 れの 働 正 のヒアリングを行うなど、 法の施行状況の調後も、厚生労働省 .派遣労働者のキャリアア.者派遣制度は、平成二十 在り方についての検討が の定着が図られ 果、「全体としては、 派遣労働者に れている 杳 立や関 0)

る」など改善を図るべき点も明一部には不適切な事案が見られ とともに、 リア の中間整理」より)。 らかになりました(厚生労働省 派 対 労働者派遣制度に関する 遣元事業主等 する制 アッ プの 度 法令を遵守している 0) 推 周 #進が必要である 向知や更なるキャ が あ る一方で、 議論

ため、 な制 ととなりました。 こうした現状を踏まえ、 度及び運用の改善等を行う 今回 1の改 正が行われるこ 必 要

改正 概 要・ 留 意

とし 対して、 派 明 て雇 ずる事 遣 || | | | 労働 用 業主 次の事項を説明する しようとする労働者 項 の者 主は、 追の 雇入 加 派 遣 ħ 労働 時に 者 説

> ① 遣 改 必 待遇に るの険康働雇 正 被者保 施 者 事項その他の当該労働者の被保険者となることに関す者の資格の取得、雇用保険保険・厚生年金保険の被保保の被保 者 ŋ 則 を ŧ 第二五 派 加されました。 す が 労働 今 当とし 0 回 四四 (4) 7

3 2 労働者派遣に関する制度事業運営に関する事項行遇に関する事項行遇に関する事項 要 度 0)

用手法) とされました。 方法)及びキャリアコンに、教育訓練(訓練内容 4 イングの相談窓 派 キャ 教育訓練(訓練 遣)につい 元事 リア 業 アップ措 注 は、 7 \Box 説明 相

し、派遣労働者にわかりやすのモデルケース)や、キャリのモデルケース)や、キャリに応じた教育訓練の体系(受ように、例えば、キャリアパ 説明に際して います。 することが望まし 【労働者派遣 は、 派 いとさ 遣 例も示 アパ 事 ーヤリア な労働 (受講 すく ス る

業 取 扱 領 以 下 取 扱

労働 雇 者の 元 事 安 定 の特取関 す る

とが義務化されては、予める 法施 派 派 行規則第二五条の二】 遣 遣 安定措具 労働 務化されました。 予め派遣労働者か 表務付けられています。るよう、雇用安定措置働者の雇用の安定化が事業主は、特定有期雇 るよう、 派遣労働者から希望を講じるにあた ました。 派 するこ 造

活用すること等により、そ会を利用し、又は電子メニ結及び更新、賃金の支払なンサルティングや労働契 がる 遣労働者等に対し、 措置の内容を聴取すること等 例えば、 該当します。 当該特定有期雇 等により、希望す又は電子メールを 賃金の支払等 【取扱要領】 支払等の機を有期雇用派

取した上で、 雇用安定措置 ょう。【派遣元事業主なをもって当該措置に着! 『前ではなく、聴取は、労働 用安定措置 指針」)】 置に関する指針 派遣元事 で、十分な時間的余裕措置の内容について聴なく、早期に希望するなり、 業主が (以下「派工が講ずべ

た、 聴取に当たって 予

たの措たる め意置上具 、思をで体 しいです。【取扱要領】ともに聴取しておくことが置については複数を優先順 う ともに聴取しておくことが望ま置については複数を優先順位とう示唆しないこと、希望する措ため、特定の措置を希望するよ 意思に委ねられるものに置を希望するかは派遣 で行うこととし 内所の を想 11

する 管理台帳に記録し、取した日時及び内容 yる必要があります。**【派**5理台帳に記録し、三年間vした日時及び内容は、派 行規則第三一条】

特定有期 雇用派遣労働

っ有て上つ同派 派遣就業の場所における不就業する見込みがある上の期間派遣労働者としついて、継続して一年以ついて、継続して一年以ついる、単続にの業務におけるがある。 祝業する 派は 間 了 ことを希望 います 後も引き続

> ます。 継続 当 就 業 措置を講ずる必 労働者に次 る場合は、 派 した就 強 小する V1 ─ て継 見 する必要があり、次のいずれかの、派遣元は当該 祝業の希望 込 祝して三年 程が、派遣 み が 心了後も あ e, 間務

(1) の依派 頼遣 先 0) 直 接 雇 用

合理的 能 **能力、経験等に照ら新たな派遣先の提** なものに限る) し供

置 継 そ派の遺 予定派遣など) (有給の教育訓 続 続のために必要なの他安定した雇用

り利用 遺供 足法施行規則 礻 用派 報提供 で、その ンターネット インターネットでの情 定事項についての情報提の他の逆ちた 行規則第一八条の二】 他の適切な方法には、インターネット は、 とり 原則として、 0) わけ 9な方法によターネットの情報提供 利用により、 派 小遣労働

は、このようなサイトを活用しームページを有していない場合料)も可能ですので、自社でホ終合サイト」による情報提供(無厚生労働省の「人材サービス 7 いくとよいでしょう。 ました。 【派遣元指針 するこ

等 人材サービス総合サイトの活用備付けやパンフレットの作成やは、例えば、事業所への書類の が考えられます。【取扱 その他の適切な方法」とし 要領 7

情報提供と

者数、派遣先数、マージン率(派遣料金の平均を協定の締結の有無(労使協定の締結の有無(労使協定の締結の有無(労を協定の締結の有無(労を協定の統計のでは、 マージン率とは 事業所毎の派 供 を行 う内 が遺労働

労働 0) 派遣に関する料金の独の平均額の平均額から派遣をの額の平均額から派遣を当該学 額 の労均遣料

> 額 合の を平 い均 い額 ます。 で除 Ĺ 7

遣 契 約 日 お け る 派

の支払いた (五) 確 づく責務 性化され 務を果たすべきことが明い等の労働基準法等に基外業等を行い、日雇派遣業先の確保ができない場解除がなされた場合、新解除がなされた場合、新 ました。 除事の 主 は 【派遣元指針】 労働 派

られたファイー 又は磁 とが 製する方法により作 面によらず、電子計算機に備え労働者派遣契約について、書録による作成 労働者派遣契約の電磁的記 磁気ディスク等をもって調たファイルに記録する方法 できます。 成を行うこ 備えき

ちに明瞭に応じ電 書面 できるようにしなけ 用 器に表示し、及び書面を表示に明瞭かつ整然とした形式で項を出力することにより、直応じ電磁的記録に記録された面の保存を行う場合は、必要面の保存を行う場合は、必要 な n なり

(要領)

36協定届が新様式に

今年4月から36協定届の様式が新しく なりました。

変更点は、以下の2点です。

1 押印・署名の廃止

労働基準監督署に届け出る36協定届の 押印及び署名が不要となりました。

なお、厚生労働省では、36協定(時間外・休日労働に関し、労使間で締結した協定書)と36協定届(社内で締結した協定内容を、労働基準監督署に届け出る様式)を兼ねる場合は、「労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法(記名押印又は署名など)により36協定を締結すること」を留意事項として掲げています。

2 チェックボックスの新設

ることはできます。

育児休業中に就労する場合:

労働者代表についてのチェックボックスが新たに設けられました。36協定の適正な締結に向け、労働者代表の選任にあたっ

て次の事項を確認し、チェックする必要が あります。

- ・管理監督者でないこと
- ・36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ・使用者の意向に基づいて選出された者で ないこと

なお、4月以降に旧様式で届け出る場合は、新様式に設けられたチェックボックスの内容を余白に追記するか、同内容を記載した別紙を添付して提出します。

また、チェックボックスへのチェックが ない場合、形式上の要件に適合する協定届 にはなりません。

今回の改正により、36協定届以外の各種様式についても押印・署名の廃止やチェックボックスの新設が行われています(個々の様式により変更内容は異なります)。

詳細は、厚生労働省のホームページや労働基準監督署にてご確認ください。

育児休業中の就労 (雇用 育児・介護休業法上の育児休 業は、子の養育を行うために、 株業期間中の労務提供義務を消 がません。ただし、労使の話し 中に就労することは想定されて 中に就労することは想定されて 中に就労することは想定されて 中に就労することは想定されて 中に就労することは想定されて 中に就労することは想定されて いません。ただし、労使の話し 合いにより、子の養育をする必

雇用保険の育児休業給付金は、 雇用保険の育児休業給付金は、 ので注意が必要です。 ■ ので注意が必要です。 ■ ので注意が必要です。 正 ので注意が必要です。 正 ので注意が必要です。 正 ので注意が必要です。 正 ので注意が必要です。

総括表廃止と賞与不支給報告 書の新設(日本年金機構)

今年4月より、健康保険・船員保険・厚 生年金保険の手続きに関し、次の書類の廃 止・新設が行われました。

1 総括表の廃止

用保

険

デジタルガバメント実行計画等において、 国民の利便性の向上につながる行政手続に ついては優先的にオンライン化、添付書類 の省略を進めることとされ、電子申請の利 用を促進するとともに、添付書類の省略を 図る必要があるため、①被保険者月額算定 基礎届総括表及び②被保険者賞与支払届総 括表が廃止されました。

2 賞与不支給報告書の新設

新規適用事業所の届出等を日本年金機構に提出する際に登録した賞与支払予定月に 賞与を支払わなかったときに提出する「賞 与不支給報告書」が新設されました。

登録されている賞与支払予定月に変更が ある場合は、事業主に対して、変更後の賞 与支払予定月の記載が求められます。